

行政常任委員会

令和 2 年 4 月 9 日（木）

午後 1 時 1 2 分開 会

○三鬼（孝）委員長　　こんにちは。

ただいまから行政常任委員会を開会いたします。

お手元に配付の進行表のとおり進めたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、最初に市長のほうから御挨拶を。

○加藤市長　　委員の皆様には本会議に引き続きまして、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されています議案第 39 号、尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第 40 号、工事請負変更契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）の 2 議案につきまして、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございました。

それでは、令和 2 年第 2 回尾鷲市議会臨時会で付託になりました議案第 39 号、尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、2 番目に議案第 40 号、工事請負変更契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事について）の 2 議案を審査していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案の説明を求めます。

○竹平総務課長　　それでは、付託されております議案について御説明させていただきます。

1 ページの議案第 39 号、尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてにつきましては、令和 2 年 4 月から一般社団法人となった東紀州地域振興公社に派遣する職員に関連する条例整備のため、本年第 1 回定例会において議決いただき、4 月 1 日より施行しているものでございますが、派遣する職員に支給する関係諸手当の追加漏れがあり、議案書を見ていただきます、申し上げます、2 ページにありますように第 4 条中及び 8 条中に通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当及び勤務手当を加えるものでありま

す。

また、第5条中において引用する職員の給与に関する条例第21条第1項が会計年度任用職員制度の施行に伴い、第22条第1項に改められたことによる条ずれを改めるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第40号、工事請負変更契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）につきましては、令和元年9月26日に本契約の議決をいただいたところでございますが、詳細設計における現場確認に際し、補強ブレース設置箇所にアスベストが確認され、除去工事にかかる経費が必要となることから、契約金額を増額する変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更前の契約金額は5億9,950万円で、変更後の契約金額は6億1,220万5,000円となり、1,270万5,000円の増額となっております。

続きまして、資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。資料を配付させていただきます。

これにつきましては、建築的に適切な工法として除去工事を実施するもので、耐震工事において障害となる部分を除去するものです。

除去においては安全管理を徹底し、保護服等を着用の上、梱包した中で作業することとなっております。

お手元に配付させていただきました地図等でございますが、まずはB1階、地下1階のまず建設課のあるところでございますが、赤色で示されておりますでしょうか、箇所としてあるかと思うんですけれども、例えば建設課の左のところに赤い部分で記載された箇所、これの配管保温材の除去と、アスベストの除去という形になります。

ここを1か所としてお示しさせていただいておりますが、工区としては9か所ございます。こういった工区ごとに少しずつ除去をしていくという形になっております。

これが地下1階の図面でございます。

地下としては、全部で4か所地点において46か所の工区という形で進めていくことになるということでございます。

次に、2ページ目を御覧ください。

耐震改修の1階になります。

これが入って左下の部分がエントランスフロアの玄関でございます。まず、この市民ホールのところにも赤い部分がございます。

これは見えている箇所ではございませんが、こういった箇所について、ここの赤い部分についての工事の実施場所ということになっております。これらについても税務課または市民サービス課という形の中で進めてまいります。工区の合計といたしましては、55か所の工区となっております。

次のページをお願いいたします。

2階部分になります。

2階部分については、一番左が会議室の端の部分です。それと監査室、それと政策調整課、財政課管財の係のところという形で箇所がございます。

全ての工区においては53か所という形の中で進めていきたいと、3階については今のところないという形の中となっております。

期間でございますけれども、一番最初に取りかかる予定としましては、一番最初の地下の部分になりますけれども、4月10日から行いたいということで、これは車両の印刷室のところになります。そういう形の中でアスベストの工事を進めていくという予定となっております。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案第39号、議案第40号の説明を終わりましたので、御質疑ある方は御発言願います。

○村田委員 このアスベストの除去の問題でありますけれども、図面等で確認をさせていただきましたけれども、このアスベストの除去の工事、この建設課の横ということで、いずれもその業務をしながら工法ですからやりながら撤去するわけですね、その際に業務に支障というのは出てこないんですか。その辺ちょっと心配です。

○竹平総務課長 当然工区、そこで何日間か業務を行うということがございますので、その辺については各課と調整を行いながら業務に支障のないように当然進めていきたいというふうに考えております。

また、少しずつの工区でちょっとずつちよつとずつ取っていくという形を取ることと、あと、安全に対してはグローブバッグ工法によってきちんと密閉をした中で行っていくという工法を取って、安全管理に努めていくということで確認をしております。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。他に。

○南委員　今の資料のほうの2階の部分ですね、2階の部分の政策調整課の現状のままはめ殺しというようなものを、きつい言葉で書いてある、どういう工法なんですか、これ。何か現状のままはめ殺しやね。

○竹平総務課長　除去する部分について、配管は長い部分がございますので、取れない部分については残置の処理になります。

その場合においては、きちんとした吹きつけ作業を行ったままの作業を行うということになっております。

（発言する者あり）

○竹平総務課長　すみません。説明が不足しました。やはり配管ですので、きっちりと工法を行う中において長い部分の工事に差し障る箇所について工事を行い、残置の部分は当然ございますので、その部分については吹きつけ工法を行って、きっちりと密閉をして外に出さない形を取っていくという形になっております。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○楠委員　まず、39号議案のほうから、今回の条例の改正はともかく、この改正によって人件費そのものの予算措置というのはしなくてもいいのかな。

○竹平総務課長　この人件費の予算については、当初予算で計上しているものでございます。

○楠委員　条例の中身に漏れているのに、何で当初予算に設定できるんですか。

○竹平総務課長　これについては条例の中身に漏らしてしまったことについては大変申し訳ないということでございます。

○楠委員　だから、条例になくて予算に持っていた。ということは予算には持っていたけど条例に入れるのを忘れたということでもいいんですか。

○竹平総務課長　そのとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

○楠委員　謝るのは後々でもいいんですけど、基本的にその条例のチェックそのものに問題があるんじゃないかなと思うんですよ。その辺をちょっと後でまた確認します。

もう一点、管理職の特別勤務手当という、これはどういう規定があるんですか。

○下村副市長　管理職員特別勤務手当というのは、例えば選挙の開票時または災害等で深夜になった場合、管理職特別勤務手当というのが該当します。

○楠委員　それは何かどこかに規定はあるんですか。

○下村副市長　これにつきましては、条例のほうでも規定はされております。

○楠委員　それ、何の条例ですか。

○松永総務課係長　職員の給与条例のほうにうたわれております。

○楠委員　それとあと、市長にお聞きしたいんですけど、こういう条例の制定した後、また、すぐに一部修正しなきゃいけないということで、今後具体的な取組は考えていきますということ、その具体的な取組ってどういう内容の取組を考えているのか、ちょっと教えていただけますか。

○加藤市長　まず、今回の条例の追加に漏れがあったことに対して本当に申し訳なく思っております。

本当に完全なるチェックミスといたしますか、まず、基本的に担当の人間がまず、それがわかんなかった、それが外れてそれをチェックする者が全部それを忘れていたと。

だからチェック体制がやっぱりきちんとした形で進めていく以外に私はこれを解消する方法はないと思っておりますので、チェックをきちんと厳重にやっつけていかなきゃなんないとこのように考えております。

○楠委員　市長が今言ったようにチェックをしっかりやっていくということなんで当然のことだと思うんですけど、基本的にはチェックリストをつくって双方向で見られるような形で条例を提案してもらわないと、同じようなことを毎回毎回やられたんではどうしようもないわけですね。

それとあともう一つは、条例そのものを今回これを機に今規定の条例も一斉見直しをかけてみたらどうかなと思うんですよ。というのは、前回の本会議でもちょっと発言をしていると思うんですけど、附則のところとか雑則とか、条例によっては委任にしているのか何しているのかわかんないような最後の条文の最後にそごがあるような感じがしないでもないんで。

今回条例を見直しして、1回の見直しで1回の条例の一斉見直しみたいなところを考えるともらってもいいんじゃないかと思えますけど。度々このようなことがあること自体が条例そのものの本質をちょっと何か履き違えしているんじゃないかなと思うんで、ぜひその辺はしっかりやってもらいたいなというふうに思います。

もう一点、次に、40号議案でアスベスト、それから、あとPCBについて私は当選させていただいた後、何回か質問して、基本的にはもうありませんという話は何回も聞いているんですけど、これだけの数があるということ自体が基本的に細かいところまで調査していないというお話ありましたけど、何も調査していないのと同じじゃないかと思うんですけども、ちょっと繰り返しにもなって申し訳ないんだ

けど、その辺の基本的な考え方って、これからの工事の在り方とか、契約変更の在り方とかというのは、基礎的な調査をしっかりとやっておかないと無駄なことをしているようになるんだけど、その辺はどうも思われますか。

○下村副市長 予算案のときにも御説明させていただきましたが、従前、この本庁舎につきましては、外壁等のアスベスト調査は実施しておったと、2年ほど前に。

今回、過去の暖房器具の中で封じ込めができておるということでそのままにほっておいたと。ただ、ブレースの基礎部分を設置するに当たり、その部分を撤去する必要があったということで今回予算計上させていただきましたということでございます。

○楠委員 基本的な考え方として、増築だとか改築だとかいうところについても、当然あるとすれば早めのうちに全てのところを調査しておかないと二度手間、三度手間になるわけですよ。

封じ込めできるだろうというような考え方で実際、さあ始めようとしたらブレースのところでは邪魔になるから撤去が必要だということ自体の考え方の問題点が整理できていないからこういう話になるんで。

いや基本的にアスベストがあるだろうであれば全てをチェックするのが必要だし、PCBにしてもそうだし。

だから調査漏れというのはあっちゃいけないんで、ぜひこれからいろんなこれから公共施設のいろいろあるかと思うんですよね。それについても本当に漏れがないのかどうか、無駄なことがないようにこれ、時間と経費の無駄なんです。こんなことをやっていること自体が。それが分かってないから先送りでもいいやいやなんということじゃなくて、全てそういう国の基準に基づいて調査しなきゃいけないものがあるんじゃないかと、やっておくということをしつかり考えて封じ込めすればいいんじゃないかと、処理しなきゃいけないんですから。

その辺をちょっともう少し考えた上でこれからどう取り組むのか、その辺の考え方をちょっと市長、回答お願いします。

○加藤市長 確かに今回の場合にはどこまで調査するかというのは、全て100%調査するのがあるいは関係のある部分をきちんと調査するの、非常に難しい点はあるかと思えます。

結果的にここまでは大丈夫であると、外壁の部分は大丈夫である、例えばアスベストの今回の部分、ここまでは大丈夫であるということ認識しながら耐震工事をスタートさせたと。工事を施工するに当たってのそのチェックの中でこういうもの

が出てきたと。これをどう受け止めるのかということが非常に難しいと思いますんですけども。

しかし、委員おっしゃるようにやはりこういう大工事をやる場合にはどこまでを調査するのかということの部分が非常に重要であるという認識は持っております。

そういう場合には、また一方では調査に対する費用並びに工期の問題という、そういうものが発生するやもしれませんが、やっぱりトータルで考えたらどちらがいいのかということもきちんとやっていかなきゃなんない。

いずれにしろ今回こういう形で新たな費用が発生したことについては、これはもう本当にプラスアルファの費用が要するということに対してまた申し訳ないというか、費用が加算して本当に当初の予算からプラスアルファ1,200万強のあれになってしまったということに対しては本当に申し訳ないと思っております。

ただ、これについては申し上げておりますように70%の補助金が出ますので、実質的には費用の加算というのは1,200万じゃなしに70%分を差し引いた形で何とか些少で済んだのかなという思いはあるんですが、費用のかかった分についてはこれはプラスアルファとしてかかった分については申し訳ないと思っております。

○下村副市長　　ちょうど市長の答弁で補助金ではなく緊急防災・減災事業債が活用できるということで、今回の本庁舎の耐震改修につきましては、基本設計をやらずに実施したということもあります。

基本設計を実施しておればこういった事象も事前に分かったんではないかと思っておりますので、この辺につきましては大変申し訳なく思っておりますが、基本設計を実施できなかったということで御容赦願いたいと思います。

○楠委員　　基本的に今後老朽化した公共施設も撤去だとか、また建て替えだとか、あるいは改築だとかあると思いますんで、そのときには最初の段階から調査をしっかりとっておいて無駄金が出ないように、当初の段階からしっかりとってほしいなと。

そういうのをこれからのスケジュールの中でしっかりどういうふうにしていくのか、市営住宅もありますし、いろいろありますので計画をよく立ててからどういう調査が必要なのか、その辺もしっかり予算執行する前に組立てはしてほしいなというふうに要望します。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○下村副市長　　何度も同じことになりますが、通常であれば基本設計を実施し、

詳細設計にいき、それから建設工事等になると思うんですが、今回の場合は緊急防災・減災事業債を活用したいということであまりにも期間がないということで設計、施工を同じくしたということがこういうことが発生したものと考えております。

○奥田委員　今ちょっと説明があったんですけども、ただ、その市民の方々が、ちょっと何で次から次、こういう追加の工事があるのかなと不思議がっている方が多いんで、もう一回ちょっと基本設計が実施できなかったという、そのことをちょっともう一回説明、市民の方に分かるように説明してもらえませんか。

○下村副市長　本庁舎の耐震につきましては、少なくとも私が総務課長になった平成26年ぐらいから市民の方や議員の方から御指摘を受けてまいりました。

ただ、この庁舎の場合は昭和36年建築ということで、耐震診断を実施しても建て替えしか方法がないんじゃないかというようなこともあって、耐震診断にかかる経費ももったいないというようなこともあったんですが、庁舎の維持をしていく上でも問題があるということで、平成29年に県の補助金がありましたので補助金を活用して耐震診断を実施しましたところ、コンクリート強度があるということで耐震改修が可能という結論に至りました。

そういった中で様々な工法等を考えておりましたが、やはり費用面がネックになってきたという中で緊急防災・減災事業債が活用できると。

ただ、緊急防災・減災事業債は本年度、令和2年度までということでありましたので工期があまりにも短い、そういった中で松阪市さんがプロポーザルで設計、施工という形で短期間で工事を実施したということがありましたので、その辺を調査しましたところ松阪市さんの庁舎より小さい尾鷲市庁舎であれば何とかなるんじゃないかということでプロポーザルを実施し現在に至っておるという状況でございます。

○奥田委員　その経緯は分かるんですけど、ただ、令和2年までしかその緊急防災・減災事業債が使えないというのは、これは前から分かっておったことだと思うんですけども、それを何か結局今思うと議会としても、しっかり本当に議論したのかという気がしてならないんですよ。時間がないから時間がないからという形でどんどん進めていったというか、経緯があってですね。

やっぱりこういうことが起こってくるのかなという気はするんですけども、でも不思議なのは急いだ、急いだといって時間がなかったんだと言われても、これまでさっきは外壁だけだったという言い訳みたいにされていましたが、アスベストの調査をしている、耐震の診断もしている、そういう中でもプロポーザルをしてい

ただいているという状況の中で、なぜまたこのアスベストが出てくるのかというこれ、不思議なところがあるんですよ、市民の方から見たら。不思議なところが。

だからその辺のところを僕はちょっと市長、副市長にも、やっぱり今財政危機でするので、こういうことが二度と起こらないように心がけてほしいなというふうに思うんですけども、予算も認めているわけですから、くどくど言うつもりはないですけども、ただ、ちょっとミスが多いもので、39号なんか信じられませんよ、こんな。

僕もこれ、時間外手当とかこれ、抜けていたものですから東紀州地域振興公社への派遣する職員ですか。僕は時間外ないのかなと思ったんですよ、このとき。3月議会のとき。あのときちょっと質疑しておけばよかったんですけども、何か含まれていないのかなと思ったらやっぱり抜けていたということ。

そういうことで何が原因なのかちょっとよく分かりませんが、ちょっと今緊張感持ってやってほしいなという気がするんで、それだけお願いしておきます。

○三鬼（孝）委員長 答弁は。

○加藤市長 この39号の件につきましては、本当に本当に本当に完全なるミスなんでね、だから言うたらチョンボですよ、僕に言わせたら。本当に本当に申し訳ないと思っています。

本当に申し訳ないですよ。これは。これは本当に、これしか言いようがないんです、私。本当に申し訳ないしか、ということです。

ですから今後は、だからさっきもありましたように横断的にやっぱりチェック体制ときちんとやっていかなきゃならない。1人の人間に仕事を任せて、それを信じておったんじゃ駄目だと、お互いのチェック体制はきちんとやっていくということをお答え申し上げましたので、本当にこれからよろしくお願いします。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○野田委員 ちょっと一つ確認させていただきたいんですけども、この議案第40号の図面のほうなんですけど、先ほど建設課のアスベストの除去ということで、ナンバー7のところから6月1日から工期が7月31日頃までということでこれ、除去するという形になっているんですけども、要はこのところの工事の契約の範囲でやるということだと思んですけども、ナンバー4なんかはこれ、アスベストの除去はどの期間でやられるんです。ちょっとこれ、明示されていないもので。

それと何っていうんですか、市民ホールとか市民サービス課のところ辺も、この工事のときにこのアスベストを除去する計画になっているのか、ちょっとそこら

辺を確認したいんですが、お願いします。

○竹平総務課長 工期なんですけれども、基本的には建設課で言えば6月1日から7月31日と、実際にアスベストをここで言えば9か所ということの工区を区切って進めていくという形で今聞いております。

ただ、実際にじゃ、7月までいっばいかかるのかということそうではないという話にはなるかと思うんですが、その辺は今後詰めた上で確認を取っていくということでございます。

あと、市民ホールとかのその辺りについて、どういうふうな形になるかということを確認取りながら、市民サービスに支障のないようにやっぱりしなければならないので、その辺も随時確認を取って行ってまいります。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。

○野田委員 念のために確認を取って工事を進行していくということですのでよろしいんです。

○竹平総務課長 はい。

○野田委員 ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○竹平総務課長 当然休日とか時間外の中で行っていくような形を当然協議の上で行っていくという話になっております。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければこれで2議案の審査を終了したいと思いますけれども、議案第39号から見まして、今後条例の議案提出については十分チェック体制を強化して、誤りのないように注意といいますか、要望いたします。よろしく申し上げます。

執行部。退席してください。

暫時休憩します。

（休憩 午後 1時40分）

（再開 午後 1時41分）

○三鬼（孝）委員長 それでは、再開をいたします。

付託議案の採決を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議案第39号、尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員でございます。よって、議案第39号は可決すべきとするものに決しました。

続きまして、議案第40号、工事請負変更契約について(尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事)につきまして、可決すべきとする者、挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員であります。よって議案第40号は可決すべきとするものに決しました。

委員長報告よろしいですね。

○楠委員 委員長報告で先ほど委員長が発言された内容をぜひ付け加えていただきたいなど。

○三鬼(孝)委員長 分かりました。

○楠委員 よろしく願います。

○三鬼(孝)委員長 これで委員会を閉じます。御苦労さまでした。

管内行政視察を14日に実施するところでしたけれども、コロナウイルスの関係でございますので中止にいたします。

(午後 1時42分 閉会)